社会福祉法人 路 交 館　　定　款

第 一 章　総　　則

（目　的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神に基づき、インクルーシブな地域社会の実現に向けて、多様な福祉サービスがその利用者及びその子どもの意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者の子どもが、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において心身ともに健やかに育成されるよう支援するとともに、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会の一員として営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

（ロ）障害福祉サービス事業の経営

（ハ）障害児通所支援事業の経営

（ニ）特定相談支援事業の経営

（ホ）障害児相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）放課後児童健全育成事業の経営

（チ）児童厚生施設　東淡路子ども館の経営

（リ）一時預かり事業の経営

（ヌ）病児保育事業の経営

（ル）子育て援助活動支援事業

（ヲ）地域子育て支援拠点事業

（名　称）

第二条　この法人は、社会福祉法人路交館という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の様々な困難を抱える子育て世帯や、障がい児者世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第四条　この法人の事務所を大阪市東淀川区東淡路二丁目７番５号に置く。

第 二 章　評 議 員

（評議員の定数）
第五条　この法人に評議員１１名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員３名、外部委員２名の合計６名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第八条　評議員は無報酬とする。

第 三 章　評 議 員 会

（構　成）
第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）
第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任

（2） 理事及び監事の報酬等の額
（3） 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4） 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（5） 定款の変更
（6） 残余財産の処分
（7） 基本財産の処分
（8） 社会福祉充実計画の承認
（9） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）
第一二条の二　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

（決　議）
第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その出席評議員の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1） 監事の解任
（2） 定款の変更
（3） その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議 事 録）
第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事９名以上１０名以内

（２）監事２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を副理事長、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第二一条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職　員）
第二二条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章　運 営 協 議 会

（運営協議会の設置）
第二三条　この法人において、各拠点区分ごとに運営協議会を置くことができる。

（運営協議会の委員の定数）
第二四条　運営協議会の委員は5名から10名とする。

（運営協議会の委員の選任）
第二五条　それぞれの運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
（1）　地域の代表者
（2）　利用者又は利用者の家族の代表者
（3）　当該拠点区分に属する事業所等の職員
（4）　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）
第二六条　法人が第二四条に定める運営協議会のいずれかの定数を変更しようとするときは、当該運営協議会の意見を聴かなければならない。

（運営協議会全体会）
第二七条　この法人に、運営協議会全体会を置く。
2　運営協議会全体会は、運営協議会においてそれぞれ多数決で選任された代表者各2名に

より構成する。

（意見の聴取）
第二八条　理事長は、必要に応じて、運営協議会全体会または、関係する拠点区分の運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（そ の 他）
第二九条　運営協議会及び運営協議会全体会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 六 章　理　事　会

（構　成）
第三〇条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）
第三一条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（1） この法人の業務執行の決定
（2） 理事の職務の執行の監督
（3） 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）
第三二条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）
第三三条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議 事 録）
第三四条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（責任の免除）
第三五条　理事または監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務

執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　前項の規定に基づく理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

（責任限定契約）

第三六条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事または当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金５０万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第七章　資産及び会計

（資産の区分）

第三七条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四五条に掲げる公益を目的とする事業及び第四六条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三八条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三九条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第四〇条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第四一条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）　財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）　監査報告
（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第四二条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第四三条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第四四条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ

うとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 八 章　公益を目的とする事業

（種　別）

第四五条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会の一員として営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）居宅介護従業者養成研修事業

（2）大阪市子育て活動支援事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第 九 章　収益を目的とする事業

（種　別）

第四六条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（1）太陽光発電売電事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第四七条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 一〇 章　解　　散

（解　散）

第四八条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四九条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 一一 章　定 款 の 変 更

（定款の変更）

第五〇条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可

（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第一二章　公告の方法その他

（公告の方法）

第五一条　この法人の公告は、社会福祉法人路交館の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。ただし、この法人の解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

（施行細則）

第五二条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　浜田　光雄
理　事　飯　峰　明
理　事　益谷　寿
理　事　小柳　伸顕
理　事　浜田　信雄
理　事　水上　信也
監　事　桑原　重夫
監　事　桑山　善右衛門

附　則

この定款は、社会福祉法人ノーマライゼーション協会の設立のときから実施するものとする。

附　則

第6条の規定にかかわらず、2004年3月5日増員の理事の任期は、2005年5月22日までとする。

附　則

変更後の定款は、2017年4月1日から施行する。

附　則

変更後の定款は、2017年8月4日から施行する。

附　則

変更後の定款は、2018年10月4日から施行する。

附　則

変更後の定款は、2018年10月25日から施行する。

附　則

変更後の定款は、２０１９年１２月３日から施行する。

附　則

変更後の定款は、２０２２年１２月２７日から施行する。

附　則

変更後の定款は、２０２３年９月６日から施行する。

定款第三七条２項　別表

（1）幼保連携型認定こども園聖愛園・幼保連携型認定こども園あすなろ・東淡路子ども館（児童厚生施設）				
	所在／家屋番号	種類／構造	目的	床面積
建物	（一棟の建物の表示） 大阪市東淀川区東淡路二丁目６６番地１、６６番地２、６６番地３、６６番地４ （専有部分の建物の表示） 家屋番号/東淡路二丁目６６番１の５	（一棟の建物の表示） 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下１階付３階建 （専有部分の建物の表示） 認定こども園/鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下１階付３階建	幼保連携型認定こども園の経営	（一棟の建物の表示） 延１６７１.２５㎡ １階　５１９.１４㎡ ２階　４９４.３７㎡ ３階　４９４.３７㎡ 地下　１６３.３７㎡ （専有部分の建物の表示） 延１５１６.４４㎡ １階　３８２.９２㎡ ２階　４８７.２２㎡ ３階　４８７.２２㎡ 地下　１５９.０８㎡
土地	所在	地番	地目	地積
	大阪市東淀川区東淡路二丁目	６５番２	宅地	５８．７６㎡

（2）幼保連携型認定こども園北丘聖愛園				
建物	所在／家屋番号	種類／構造	目的	床面積
	豊中市新千里北町一丁目１８番地３ ／１８番３	認定こども園／鉄筋コンクリート・木造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建	幼保連携型認定こども園の経営	延１３６８.３６㎡ １階　９３８.３９㎡ ２階　４２９.９７㎡

（3）幼保連携型認定こども園豊新聖愛園				
建物	所在／家屋番号	種類／構造	目的	床面積
	大阪市東淀川区豊新三丁目２５番地２１、２５番地６、２５番地２２、２５番地２３／２５番２１	認定こども園／鉄筋コンクリート造陸屋根４階建	幼保連携型認定こども園の経営	延５７３.０９㎡ １階　１８６.３５㎡ ２階　１８２.２５㎡ ３階　１９０.１２㎡ ４階　１４.３７㎡
土	所在	地番	地目	地積
	大阪市東淀川区豊新三丁目	２５番６	宅地	１０８.３９㎡
		２５番２１	宅地	１０６.０７㎡

地		２５番２２	宅地	４９.０４㎡
		２５番２３	宅地	４６.０５㎡

（4）わかくさ及びういるハウス大道南第１・第２				
建物	所在／家屋番号	種類／構造	目的	床面積
	大阪市東淀川区大道南二丁目３０６番地２３／３０６番２３	障害者福祉施設／鉄骨造陸屋根３階建	障害児通所支援事業及び障害福祉サービス事業の経営	１階１９３.７５㎡、 ２階１４７.７８㎡(大道南第１) ３階１５０.２６㎡(大道南第２)
土地	所在	地番	地目	地積
	大阪市東淀川区大道南二丁目	３０６番２３	雑種地	３０７．００㎡

（5）ういるホームはとポッポ（共同生活援助）				
建物	所在／家屋番号	種類／構造	目的	床面積
	（一棟の建物の表示） 守口市八雲北町三丁目１８番地 建物の名称/守口ハイライフＢ棟 （専有部分の建物の表示） 家屋番号／八雲北町三丁目１８番９０９ 建物の名称/９０９	居宅／鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	障害福祉サービス事業の経営	９階部分 ７６.７３㎡
土地	所在	地番	地目	地積
	（敷地権の目的である土地の表示） 守口市八雲北町三丁目 敷地権の種類／所有権 敷地権の割合／42153210 分の 76730	７６番１	宅地	１１４６７.７３㎡
		１８番	宅地	７６８４.０８㎡

（6）うぃるホーム青い鳥（共同生活援助）				
	所 在 ／ 家 屋 番 号	種 類 ／ 構 造	目　　的	床　面　積
建物	（一棟の建物の表示） 守口市八雲北町三丁目１８番地 建物の名称/守口ハイライフＢ棟 （専有部分の建物の表示） 家屋番号／八雲北町三丁目１８番１３０７ 建物の名称／１３０７	居宅／鉄骨鉄筋コンクリート造１階建	障害福祉サービス事業の経営	１３階部分 ８３.４６㎡
	所　　在	地　　番	地　　目	地　　積
土地	（敷地権の目的である土地の表示） 守口市八雲北町三丁目 敷地権の種類/所有権 敷地権の割合／42153210 分の 83460	７６番１	宅地	１１４６７.７３㎡
		１８番	宅地	７６８４.０８㎡

（7）うぃるホーム八雲西Ⅰ・Ⅱ（共同生活援助）				
	所 在 ／ 家 屋 番 号	種 類 ／ 構 造	目　　的	床　面　積
建物	守口市八雲西町一丁目１８番地２、１８番地３、１８番地４／１８番２の２	障害者福祉施設／木造合金メッキ鋼板ぶき２階建	障害福祉サービス事業の経営	1階　１３９.４２㎡ 2階　１３０.７４㎡
	所　　在	地　　番	地　　目	地　　積
土地	守口市八雲西町一丁目	１８番２	宅地	９１.８１㎡
		１８番３	宅地	７３.５８㎡
		１８番４	宅地	８４.７３㎡

（8）桜の園				
	所 在 ／ 家 屋 番 号	種 類 ／ 構 造	目　　的	床　面　積
建物	守口市八雲北町２６２番地１ ／２６２番１	障害者福祉施設／木造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建	障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業の経営	延８５９.６３㎡ 1階４３０.５９㎡ 2階４２９.０４㎡